

新規上場申請のための半期報告書

株式会社ティアフォー

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年 6 月29日
【中間会計期間】	第11期中(自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
【会社名】	株式会社ティアフォー
【英訳名】	T I E R IV, I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 加藤 真平
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川一丁目12番10号
【電話番号】	03-4520-2315（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 阪口 聡志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川一丁目12番10号
【電話番号】	03-4520-2315（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 阪口 聡志

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	14
第4【経理の状況】	15
1【中間連結財務諸表】	16
2【その他】	25
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	26
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 中間連結会計期間	第10期
会計期間	自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日	自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日
売上高 (百万円)	4,369	6,410
経常損失 (△) (百万円)	△2,385	△5,504
親会社株主に帰属する 中間 (当期) 純損失 (△) (百万円)	△2,470	△4,799
中間 (当期) 包括利益 (百万円)	△2,441	△4,801
純資産額 (百万円)	11,730	13,170
総資産額 (百万円)	16,835	17,580
1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	△55.19	△108.29
潜在株式調整後1株当たり 中間 (当期) 純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	68.2	73.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,503	△7,282
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,353	△991
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,951	767
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (百万円)	8,786	6,932

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間 (当期) 純損失であるため、記載しておりません。
3. 当社は、種類株式を発行しておりましたが、その株式の内容により「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり中間 (当期) 純損失の算定における期中平均株式数には種類株式を含めております。なお、2026年2月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2026年2月6日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
4. 当社は、2026年2月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で発行可能株式総数の変更を、同年2月6日付で単元株式数の変更をそれぞれ行っております。また、2026年1月16日の取締役会の決議に基づき、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第10期期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間 (当期) 純損失を算定しております

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

（経営成績）

当中間連結会計期間（2025年10月1日～2026年3月31日）においては、第1四半期までに実施した国会定期便の自動運転実証や大型路線EVバスの実装支援等に加え、第2四半期においては、プラットフォームの普及を見据えたAI技術の活用やパートナー企業との提携を推進いたしました。具体的には、いすゞ自動車株式会社との連携をさらに深め、NVIDIA DRIVE Hyperionを搭載した自動運転レベル4バスの実装に向けた取り組みを発表いたしました。また、NVIDIAのVLAモデルと世界基盤モデルを用いたAIベース型自動運転レベル4を公開し、日米欧で連携してプラットフォームの普及を目指すなど、グローバルな展開を加速させております。さらに、SDV向けチップレットアーキテクチャやAIアクセラレーターの開発を加速させるため、imecの「Automotive Chiplet Program」に加盟し、商用化・量産化を見据えたエコシステム構築と研究開発を着実に進展させております。実証実験・実装地域数としては、前連結会計年度には50地域でしたが、当中間連結会計期間において、半期ながら40地域まで進捗しております。また、開発プロジェクト顧客数においても、前連結会計年度には9社でしたが、当中間連結会計期間においては13社まで伸長しております。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は4,369百万円、一方利益面につきましては補助金収入があったものの、研究開発費や正社員雇用の増加等により、経常損失2,385百万円、親会社株主に帰属する中間純損失2,470百万円となりました。

（資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は15,742百万円となり、前連結会計年度末に比べ63百万円減少いたしました。これは主に有価証券の償還に伴う減少等によるものであります。固定資産は1,093百万円となり、前連結会計年度末に比べ682百万円減少いたしました。これは主に持分法による投資損失の計上に伴う減少等によるものであります。

この結果、総資産は16,835百万円となり、前連結会計年度末と比べ745百万円減少いたしました。

（負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は4,607百万円となり、前連結会計年度末に比べ232百万円増加いたしました。これは主に新規借入に伴う1年内返済予定の長期借入金の増加等によるものであります。固定負債は497百万円となり、前連結会計年度末に比べ462百万円増加いたしました。これは主に新規借入に伴う長期借入金の増加等によるものであります。

この結果、負債合計は5,104百万円となり、前連結会計年度末と比べ694百万円増加いたしました。これは、主に長期借入金の増加によるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は11,730百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,440百万円減少いたしました。これは、主に第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ増加したものの、親会社株主に帰属する中間純損失の計上によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べて1,853百万円増加し、8,786百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,503百万円の減少となりました。これは、主に補助金の受領による収入がありましたが、税金等調整前中間純損失の計上等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは1,353百万円の増加となりました。これは、主に有価証券の償還による収入等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは1,951百万円の増加となりました。これは、主に長期借入れによる収入及び株式の発行による収入等があったことによるものであります。

3 【重要な契約等】

（借入に関する契約）

当社グループは、車両生産及び販売や、各種プロジェクトの入出金時期の差にかかる運転資金の調達を目的として、株式会社三菱UFJ銀行との間で、以下のとおり、当座貸越契約及び証書借入契約を締結しております。

当座貸越契約については、契約期間を1年とするものであり、これまで毎年更新するかたちで継続して運用されておりますが、当社グループとしては、各期における資金需要の状況等を踏まえ、契約更新の必要性を適切に判断したうえで、金融機関側の判断も踏まえつつ、更新が認められるよう必要な対応・調整を行う方針としております。また、証書借入契約については、より長期での資金需要に対応するために契約期間を2年としております。

借入先	株式会社三菱UFJ銀行	株式会社三菱UFJ銀行
資金使途	当座貸越	証書借入
借越極度額 （百万円）	1,000	1,000
借入利率	基準金利＋スプレッド	基準金利＋スプレッド
契約期間	1年	2年
担保等の状況	担保：無担保 保証：無保証	担保：無担保 保証：無保証
財務制限条項	主な財務制限条項は各月末における連結貸借対照表のネット現預金（注）を一定金額以上に維持すること。	主な財務制限条項は各月末における連結貸借対照表のネット現預金（注）を一定金額以上に維持すること。

（注） ネット現預金＝現金及び預金－総有利子負債

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

(注) 2026年2月2日開催の臨時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を150,000,000株としております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期末現在発行 数(株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	45,324,490	46,074,490	非上場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定の ない、当社における標 準となる株式でありま す。 単元株式数は100株であ ります。
計	45,324,490	46,074,490	—	—

(注) 1. 2025年12月26日を払込期日とする東海旅客鉄道株式会社を割当先とした第三者割当増資により、発行済株式総数が100,000株増加しております。

2. 2026年1月30日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使により発行済株式の総数が100,000株増加しております。

3. 2026年2月5日付で、全ての種類株主による普通株式を対価とする優先株式の取得請求権の行使を受け、定款の定めに従いA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式の全てにつき自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、これに伴い、2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、同日付で取得した自己種類株式の全数を消却しております。さらに、当社は、2026年2月2日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

4. 2026年1月16日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2026年2月6日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は9,064,898株から36,259,592株増加して45,324,490株となりました。

5. 2026年2月2日開催の臨時株主総会により、2026年2月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

6. 2026年4月1日から2026年4月30日までの間に、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使により発行済株式の総数が750,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第18回新株予約権(第1次)
決議年月日	2026年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員2 当社従業員74(注1)
新株予約権の数(個) ※	107,100(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 535,500(注2、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,000(注3、4、7)
新株予約権の行使期間 ※	2028年2月3日～ 2036年2月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,000 資本組入額 500(注7)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注6)

※ 新株予約権証券の発行時における内容を記載しております。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日現在は5株であります。ただし、株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額} / 1 \text{株当たり調整後行使価額}$$

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。
4. 株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合・無償割当の比率}$$

5. (1) 各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとします。
- (2) 当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合または支配権移転取引等を当社が承認したときに限り、権利を行使することができるものとします。
- (3) 取得事由が発生した場合は、行使することができません。ただし、当社の取締役会で特に認めた場合は行使することができます。当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができます。
- (a) 新株予約権者に、法令、会社の内部規律または本新株予約権の割当契約に違反する行為があった場合
- (b) 本新株予約権者が死亡又は障害を理由に退職したことにより当社またはその子会社に対する役務提供者の地位を失った後12ヶ月間が経過した場合
- (c) 本新株予約権者が、本新株予約権の放棄を書面により申し出た場合
- (d) 支配権移転取引等を行う場合に、支配権移転取引等行使期間が満了したとき
- (e) 本新株予約権者が、当社またはその子会社の役務提供者の地位を失った場合(本新株予約権者が死亡又は障害を理由に退職したことにより役務提供者の地位を失った場合を除く。)、本新株予約権者が役務提供者でなくなった後3ヶ月が経過した場合
- (4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

4に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第8号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

本新株予約権に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得

本新株予約権に準じて決定する。

(8) 譲渡制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

(9) 当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

7. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第20回新株予約権（第1次）
決議年月日	2026年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 当社執行役員1（注1）
新株予約権の数（個） ※	70,000（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 350,000（注2、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,000（注3、4、7）
新株予約権の行使期間 ※	2028年2月3日～ 2037年2月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,000 資本組入額 500（注7）
新株予約権の行使の条件 ※	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注6）

※ 新株予約権証券の発行時における内容を記載しております。

（注） 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日現在は5株であります。ただし、株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額} / 1 \text{株当たり調整後行使価額}$$

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。
4. 株式分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合・無償割当の比率}$$

5. (1) 各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとします。
- (2) 当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合または支配権移転取引等を当社が承認したときに限り、権利を行使することができるものとします。
- (3) 取得事由が発生した場合は、行使することができません。ただし、当社の取締役会で特に認めた場合は行使することができます。当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができます。
- (a) 新株予約権者に、法令、会社の内部規律または本新株予約権の割当契約に違反する行為があった場合
- (b) 本新株予約権者が死亡を理由に退職したことにより当社またはその子会社に対する役務提供者の地位を失った後12ヶ月間が経過した場合
- (c) 本新株予約権者が、本新株予約権の放棄を書面により申し出た場合
- (d) 支配権移転取引等を行う場合に、支配権移転取引等行使期間が満了したとき
- (4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとします。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

4に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第8号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

本新株予約権に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得

本新株予約権に準じて決定する。

(8) 譲渡制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。

(9) 当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

7. 2026年1月16日開催の取締役会決議により、2026年2月6日付で普通株式1株につき、普通株式5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年12月26日 (注1)	B種優先株式 100,000	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,166,898	500	600	500	19,563
2026年1月6日 (注2)	—	普通株式 3,200,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,166,898	△500	100	—	19,563
2026年1月30日 (注3)	普通株式 100,000	普通株式 3,300,000 A種優先株式 1,548,000 A-1種優先株式 300,000 A-2種優先株式 1,750,000 B種優先株式 2,166,898	0	100	0	19,563
2026年2月5日 (注4)	A種優先株式 △1,548,000 A-1種優先株式 △300,000 A-2種優先株式 △1,750,000 B種優先株式 △2,166,898 普通株式 5,764,898	普通株式 9,064,898	—	100	—	19,563
2026年2月6日 (注5)	普通株式 36,259,592	普通株式 45,324,490	—	100	—	19,563
2026年2月25日 (注6)	—	普通株式 45,324,490	—	100	△5,507	14,056

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円

主な割当先 東海旅客鉄道株式会社

- 資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本剰余金に振り替えたものであります。この結果、資本金が500百万円減少（減少割合83.4%）しております。
- 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。
- 2026年2月5日付で、全ての種類株主による普通株式を対価とする優先株式の取得請求権の行使を受け、定款の定めに従いA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式の全てにつき自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、これに伴い、2026年1月16日開催の取締役会決議に基づき、同日付で取得した自己種類株式の全数を消却しております。さらに、当社は、2026年2月2日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
- 株式分割（1：5）によるものであります。
- 2026年2月2日開催の臨時株主総会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する決議の承認を受け、2026年2月25日付けで資本準備金が5,507百万円減少しております。

(5) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	11,112	24.52
加藤 真平	神奈川県藤沢市	5,000	11.03
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコグループ株式会社内)	3,610	7.96
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500	3,459	7.63
出川 章理	東京都中央区	3,300	7.28
いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号	3,000	6.62
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	2,070	4.57
アイサンテクノロジー株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号	1,575	3.47
UTEC 4号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号	1,570	3.46
二宮 芳樹	愛知県名古屋市名東区	1,400	3.09
河口 信夫	愛知県名古屋市守山区	1,400	3.09
計	—	37,496	82.73

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,324,400	453,244	権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 90	—	
発行済株式総数	45,324,490	—	—
総株主の議決権	—	453,244	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,932	8,786
売掛金及び契約資産	3,054	3,911
有価証券	2,000	—
棚卸資産	※1 1,028	※1 931
その他	2,789	2,112
流動資産合計	15,805	15,742
固定資産		
有形固定資産	19	16
無形固定資産	1	1
投資その他の資産	1,753	1,074
固定資産合計	1,775	1,093
資産合計	17,580	16,835

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	334	24
契約負債	226	513
短期借入金	2,000	2,000
1年内返済予定の長期借入金	—	499
未払法人税等	6	6
賞与引当金	139	115
受注損失引当金	17	—
その他	1,649	1,447
流動負債合計	4,374	4,607
固定負債		
社債	2	1
長期借入金	—	458
その他	32	37
固定負債合計	35	497
負債合計	4,409	5,104
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	22,907	14,046
利益剰余金	△10,157	△2,766
株主資本合計	12,850	11,380
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	51	71
為替換算調整勘定	25	35
その他の包括利益累計額合計	77	106
新株予約権	242	242
純資産合計	13,170	11,730
負債純資産合計	17,580	16,835

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
売上高	4,369
売上原価	2,556
売上総利益	1,812
販売費及び一般管理費	※1 5,914
営業損失(△)	△4,102
営業外収益	
受取利息	11
受取配当金	7
補助金収入	2,498
その他	12
営業外収益合計	2,529
営業外費用	
支払利息	22
持分法による投資損失	786
その他	4
営業外費用合計	813
経常損失(△)	△2,385
特別利益	
持分変動利益	55
固定資産売却益	0
特別利益合計	56
特別損失	
投資有価証券評価損	138
特別損失合計	138
税金等調整前中間純損失(△)	△2,468
法人税等	2
中間純損失(△)	△2,470
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△2,470

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
中間純損失 (△)	△2, 470
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	19
為替換算調整勘定	9
その他の包括利益合計	29
中間包括利益	△2, 441
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△2, 441

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△2,468
研究開発費	438
持分法による投資損益 (△は益)	786
補助金収入	△2,498
売上債権の増減額 (△は増加)	690
契約資産の増減額 (△は増加)	△1,545
棚卸資産の増減額 (△は増加)	97
仕入債務の増減額 (△は減少)	△310
その他	177
小計	△4,631
利息及び配当金の受取額	17
利息の支払額	△26
補助金の受取額	3,142
法人税等の支払額	△4
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,503
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△486
有価証券の償還による収入	2,000
その他	△160
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,353
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,000
株式の発行による収入	1,000
その他	△48
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,951
現金及び現金同等物に係る換算差額	52
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,853
現金及び現金同等物の期首残高	6,932
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 8,786

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
商品	977百万円	898百万円
仕掛品	43百万円	24百万円
原材料及び貯蔵品	7百万円	8百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	4,044百万円
給料手当	670百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	8,786百万円
現金及び現金同等物	8,786百万円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2025年12月26日付で、東海旅客鉄道株式会社による第三者割当増資の払込みを受け、資本金が500百万円、資本剰余金が500百万円増加しております。

また、2025年12月19日開催の定時株主総会の決議に基づき、2026年1月6日付で減資の効力が発生し、資本金の額500百万円を減少させ、全額を資本剰余金に振り替えております。その後、資本剰余金4,353百万円を利益剰余金へ振り替えることにより、欠損填補いたしました。

さらに、2026年2月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2026年2月25日付で資本剰余金5,507百万円を利益剰余金へ振り替えることにより、欠損填補いたしました。

加えて親会社株主に帰属する中間純損失2,470百万円の計上により、当中間連結会計期間末において資本金が100百万円、資本剰余金が14,046百万円、利益剰余金が△2,766百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、自動運転事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	売上区分			合計
	Mobility Service	Development Service	Solution Service	
一時点で移転される財又はサービス	99	23	148	272
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,328	1,118	1,650	4,097
顧客との契約から生じる収益	1,428	1,141	1,799	4,369
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,428	1,141	1,799	4,369

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純損失(△)	△55円19銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(百万円)	△2,470
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(百万円)	△2,470
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	44,755,809
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別内訳	普通株式 44,755,809
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり中間純損失のため記載しておりません。
2. 当社は、種類株式を発行していましたが、その株式の内容により「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり中間純損失の算定における期中平均株式数には種類株式を含めております。なお、2026年2月2日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 当社は、2026年2月6日付で株式1株につき株式5株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月22日

株式会社ティアフォー
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢部直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狭間智博
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアフォーの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアフォー及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上